

特養入所補助に制限

夫婦貯蓄 200万円以上は対象外

厚労省検討

厚生労働省は、特別養護老人ホーム（特養）などに入所する所得の低い人に食費や部屋代を補助する制度で、預貯金が単身で1千万円以上、夫婦で2千万円以上ある場合は対象から外す検討に入った。来年の通常国会に提出する介護保険法改正案に盛り込み、2015年度から実施を目指す。

所得のほか資産も含めた実際の経済力に応じ、高齢者に負担増を求める。25日に開く社会保障審議会介護保険部会に素案を示す。特養ホームなど介護施設に入所する低所得者に食費や部屋代を補助する制度は「補足給付」と呼ばれる。標準的な補助額は月3万2千～6万7千円で、所得水準や施設の種類が変わる。補足給付の対象者は全体で約100万人。特養では、現在約50万人の定員の約7割に上る。預貯金などの資産が多くても課税所得がなければ「低所得者」とみなされて補助を受けられるため、本当の経済力を反映していないとの指摘があった。今回補助の対象外とする

夫婦の預貯金で2千万円以上の世帯数は、補助対象の1割程度とみられる。低所得者への影響が出すぎないよう配慮しながら、給付抑制につなげる。預貯金が少なくても一定額の土地や建物を持つていれば、やはり補助対象から外す方針。

10都道府県にケア付き住宅

厚労省

厚生労働省は、特別養護老人ホーム（特養）で2015年度から症状が軽い「要介護2」以下の人の新たな入所を認めないとした方針を踏まえ、

軽度者の受け皿づくりを加速する。まず、空き家を転用したケア付き住宅の整備に着手し、14年度は10都道府県に広げる。えて在宅介護サービスを提供する軽度者向けの住まいに加重する。全国で42万人。うち特養への入所を要介護3以上に限った場合、対象外となる要介護1～2の人は約3割の13万人いる。これら軽度者を、自宅でもり低コストに介護できる仕組みづくりが急務だ。特養ホームに入所を申

し込んでいる「待機老人」の数は、厚労省によると全国で42万人。うち特養への入所を要介護3以上に限った場合、対象外となる要介護1～2の人は約3割の13万人いる。これら軽度者を、自宅でもり低コストに介護できる仕組みづくりが急務だ。特養ホームに入所を申

まず14年度から始めるのが、低家賃のケア付き住宅の整備。NPOなどがおもに都市部で増えている空き家を賃貸住宅に転用し、生活相談や見守りなどとともに割安に提供する。厚労省はNPOなどに空き家の改修費用を補助し、拡大を促す。